

新国立競技場の整備に関する
国・東京都の財源検討ワーキング・チーム（第2回）
議事次第

日時：平成27年10月9日（金）17:20～18:10
場所：都道府県会館

1. 開　　会

2. 議　　題

- (1) 新国立競技場の整備について
- (2) その他

3. 配布資料

資料1　財源検討ワーキング・チームのスケジュール（案）

（内閣官房）

資料2　新国立競技場の整備に関する負担について（東京都）

財源検討ワーキング・チームのスケジュール（案）

第1回 9月18日（金）16:00～17:00
・スケジュールについて（内閣官房）
・新国立競技場とtoto財源の関係について（文科省）
・工事費及び関連経費等の全体像について（内閣官房）
・国の事業に対する地方の負担について（財務省）

第2回 10月9日（金）17:20～18:10
・新国立競技場の財源に関して留意すべき点（東京都）

第3回 10月16日（金）16:00～17:00
・財源スキームの基本的な考え方（国）

第4回 第3回の翌週
・具体的な財源案（国）

[必要に応じ、調整のためのワーキング・チーム開催]

第5回 10月末
・取りまとめ

[必要に応じ、遠藤大臣と舛添知事のバイ会談]

関係閣僚会議（決定）

新国立競技場の整備に関する負担について（東京都意見）

【基本認識】

- 新国立競技場は、国立の施設であり、国が責任を持って対応することが基本である。
- 一方で、東京都も、2020年東京大会の開催都市として、メインスタジアムである新国立競技場が大会の準備や開催に支障なく整備され、大会後もレガシーとなるよう、全面的に協力する必要があると考えている。

【財政負担の前提条件】

- 東京都が財政負担をするためには、都民に対して説明できる内容であること、そして、都民の納得が得られる負担であることが大前提となる。
- そのためには、新国立競技場の整備を通じて、スポーツの振興や地域の防災機能の向上など、都民に相応の便益があることを示す定量的な積み上げを行っていく必要がある。
- そもそも新国立競技場は国の施設であることから、国費において負担をするのが基本であるが、仮に東京都が負担するとするならば、地方財政法第12条の規定に抵触するがないようにする必要があり、この法的課題が解決されない限り、東京都の財政支出は困難である。
- また、東京都の負担を議論する前提として、全体の財源構成が明らかにされなければ、都民の理解は得られないものと考えている。

【協議対象】

- 本ワーキング・チームにおける検討は、都民の理解を得るために分かりやすい議論をしていくことが重要であり、都民・国民に広く認知されている経費を基本とすべきである。
- 具体的には、第4回関係閣僚会議（平成27年8月28日）で決定された新国立競技場の整備コストの工事費1,550億円程度もしくは、関連経費（設計・監理等）を含めた1,590億円程度を協議対象とすべきである。
- 新国立競技場については、その整備費及び財源について広く国民的議論が行われてきたことから、本ワーキング・チームの結論も注目されることとなる。そのため、その対象経費は、整備計画で整理された、従前案公表時の工事費（2,520億円）とその他の工事費の合計額2,651億円を見直した工事費

1,550億円を基本とする必要があると考えている。

今回、総理のゼロベースでの見直しにより、マスコミ等を通じて1,550億円という数字が広く認知されたところである。

- 第1回ワーキング・チームで提示を受けたその他の項目については、都民に直接便益が生じない項目であり、そうしたものまで範囲を広げれば都民の理解を得ることは一層困難になると考える。

(東京体育館デッキ接続改修等)

- ・東京都の負担で実施すべきとの国の考え方に対しては、この負担の検討を否定するものではない。

【法的課題の解決】

- 都が財政支出を行う際は、法的課題の解決が不可欠であり、その手法として、国直轄事業負担金の仕組みを参考にするという国の提案については一つの方策だと考えている。
- 都民の理解を得られる議論を行う視点からは、「新国立競技場は、もともと存在する国立の競技場の建て替えであるという一般的な理解」を踏まえ、既に公の場で示された「新たな整備工事費」のみを基本に検討する方が分かりやすいと考えている。
- 道路・河川・公園といったインフラに適用される国直轄事業負担金制度の援用にあたっては、施設の整備といった新国立競技場ならではの特色と上記に掲げた実態に即して判断すべきであり、援用されるべき事項は、本来国において負担されるべき財源を自治体とどう分担をするかという「負担率」と「財源の考え方の枠組み」にのみに留めるべきである。あくまで「援用」である以上、全てを直轄事業負担金制度と同様の考え方を敷衍し、施設整備費以外の項目を負担対象に入れるのは無理があるのでないかと考えている。
- なお、負担率の枠組みについて言えば、施設の整備という特異性や、さらに、新国立競技場は、通常のスポーツ施設と比べて、ワールドカップサッカーや世界陸上等の国際規模のスポーツ競技大会の開催を行う我が国全体としての効用が高い重要な施設である。こうしたことからすれば、一般例より低減した地方負担率、例えば、国全体、広域的な効用が通常の国道より大きい高速道路における新直轄事業負担金と同様の負担割合も考えるべきではないか。

【財源について】

- 前提条件でも記載したが、そもそも東京都の負担を議論する前提には、全体の財政負担に対する基本的考え方と全体の財源構成が明らかにされなければ、都民の納得は得られないものと考えている。
- 財源負担の決定後において、何らかの要因により、協議対象の整備費に増減が生じた場合の負担のあり方について、明確に示していただきたい。
- toto 財源については、既に、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条の3の規定等により、売上金額の5%以内を国立霞ヶ丘競技場の整備等に必要な業務に充当するとされていることから、まずは、その全額を整備費に充て、残額を負担基本額として国と東京都で分割するべきと考える。